

# あきた

## 目次

### 条 例

- 秋田市議会議政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（第1号）…………… 2
- 秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例（第2号）…………… 3
- 秋田市特別職の議員報酬等の額に関する審議会条例の一部を改正する条例（第3号）…………… 3

### 規 則

- 秋田市公文書管理委員会規則（第1号）…………… 3
- 秋田市議会議政務調査費の交付に関する規則の一部を改正する規則（第2号）…………… 4

### 議 会 規 則

- 秋田市議会議規則の一部を改正する規則（第1号）…………… 5

### 上下水道局管理規程

- 秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程および秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程（第1号）…………… 5

### 議 会 訓 令

- 秋田市議会図書館規程の一部を改正する訓令（第1号）…………… 6

### 告 示

- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第18号）…………… 6
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第19号）…………… 6
- 平成23年度および平成24年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第20号）…………… 6
- 秋田市議会議定会の招集について（第21号）…………… 6
- 生活保護法による介護機関の指定および変更について（第22号）…………… 6
- 放置自転車等の撤去および保管について（第23号）…………… 6
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第24号）…………… 7
- 平成24年度第5期および第6期国民健康保険税督促状の公示送達について（第25号）…………… 7
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第26号）…………… 7
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第27号）…………… 7
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第28号）…………… 8
- 平成24年度介護保険料納入通知書および督促状の公示送達につ

- いて（第29号）…………… 8
- 平成24年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第30号）…………… 8
- 都市計画の変更について（第31号）…………… 8
- 都市計画の変更について（第32号）…………… 9
- 都市計画の変更について（第33号）…………… 9
- 交付要求通知書の公示送達について（第34号）…………… 9
- 平成24年度市税督促状の公示送達について（第35号）…………… 9

### 教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第3号）…………… 9
- 教育委員会臨時会の招集について（第4号）…………… 9

### 選 管 告 示

- 平成25年1月1日現在で調製した秋田市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧について（第2号）…………… 9
- 農業委員会委員選挙における投票区の区域の一部変更について（第3号）…………… 10
- 雄和土地改良区総代の任期満了による総選挙について（第4号）…………… 10
- 雄和土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理者ならびに選挙立会人の選任について（第5号）…………… 10
- 平成25年3月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録を経由した領事官の名称、最終住所および生年月日を記載した書面の縦覧について（第6号）…………… 10
- 秋田市旭川筋土地改良区総代の任期満了による総選挙について（第7号）…………… 11
- 平成25年3月7日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理者ならびに選挙立会人の選任について（第8号）…………… 11

### 雄 選 挙 長 告 示

- 平成25年3月4日執行の雄和土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時について（第1号）…………… 11
- 平成25年3月4日執行の雄和土地改良区総代の総選挙における候補者の届出について（第2号）…………… 11
- 平成25年3月4日執行の雄和土地改良区総代の総選挙について（第3号）…………… 13
- 平成25年3月4日執行の雄和土地改良区総代の総選挙について（第4号）…………… 13
- 平成25年3月4日執行の雄和土地改良区総代の総選挙について（第5号）…………… 13
- 平成25年3月4日執行の雄和土地改良区総代の総選挙について

(第6号) .....13

○平成25年3月4日執行の雄和土地改良区総代の総選挙について(第7号) .....13

○平成25年3月4日執行の雄和土地改良区総代の総選挙について(第8号) .....13

○平成25年3月4日執行の雄和土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時について(第9号) .....13

**旭選挙長告示**

○平成25年3月7日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時について(第1号) .....13

○平成25年3月7日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙における候補者の届出について(第2号) .....14

**農委告示**

○農業委員会総会の招集について(第3号) .....14

○農業委員会総会の案件の追加について(第4号) .....14

**上下水道局告示**

○指定給水装置工事業者の廃止について(第4号) .....14

○指定排水設備工事業者の廃止について(第5号) .....14

○指定給水装置工事業者の指定について(第6号) .....14

○指定排水設備工事業者の指定について(第7号) .....14

○指定排水設置工事業者の廃止について(第8号) .....14

**公 告**

○入札参加希望者の公募について .....15

○公売財産の最高価申込者および次順位買受申込者の決定について .....15

○入札参加希望者の公募について .....15

○入札参加希望者の公募について .....16

○秋田県収用委員会からの土地収用法施行令による通知について .....18

○秋田県収用委員会からの土地収用法施行令による通知について .....18

○入札参加希望者の公募について .....18

○市有物件の売払いについて .....19

○入札参加希望者の公募について .....20

○公益社団法人全国市有物件災害共済会の平成24年度事業経営状況について .....21

○入札参加希望者の公募について .....21

○秋田都市計画道路事業の事業計画の変更図書の写しの送付について .....22

○秋田都市計画道路事業の事業計画の変更図書の写しの送付について .....22

○差押財産の公売について .....22

○農用地利用集積計画の策定について .....23

○秋田農業振興地域整備計画の変更について .....23

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について .....23

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について .....24

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について .....24

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について .....24

○東北地方整備局長から送付を受けた事業認定申請書およびその添付書類の写しの縦覧について .....25

○平成25年4月1日に設立する公立大学法人秋田公立美術大学への権利および義務の承継について .....25

○入札参加希望者の公募について .....25

**上下水道局公告**

○一般競争入札の執行について .....26

○入札参加希望者の公募について .....27

○入札参加希望者の公募について .....28

○入札参加希望者の公募について .....30

○一般競争入札の執行について .....30

○一般競争入札の執行について .....32

○一般競争入札の執行について .....33

○一般競争入札の執行について .....35

○一般競争入札の執行について .....36

○一般競争入札の執行について .....37

○一般競争入札の執行について .....38

○一般競争入札の執行について .....40

○入札参加希望者の公募について .....41

○入札参加希望者の公募について .....42

○入札参加希望者の公募について .....43

○入札参加希望者の公募について .....44

**条 例**

秋田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年2月28日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第1号**

秋田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年秋田市条例第19号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市議会政務活動費の交付に関する条例

第1条中「および第15項」を「から第16項まで」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条から第5条までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第6条の見出しを「(政務活動費を充てることができる経費の範囲)」に改め、同条中「政務調査費を規則で定める用途基準に従って」を「政務活動費を別表に定める経費の範囲内で」に改める。

第7条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第8条第1項および第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「代表者」を「代表者であった者」に改める。

第9条の見出しを「(政務活動費の返還)」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「市政の調査研究に資するため必要な経費として」を「第6条に定める経費の範囲内で」に改め

る。  
第10条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。  
附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

項 目	内 容
研究研修費	会派が研究会および研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属議員が他の団体の開催する研究会および研修会に参加するために必要な経費
調査活動費	会派が行う調査研究活動のために必要な先導地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派が調査研究活動および議会活動ならびに市の政策について住民に報告するために必要な経費
広聴費	会派が住民の市政に関する要望および意見を聴くための会議等に要する経費
人件費	会派が行う調査研究活動を補助する者の雇用に要する経費
事務所費	会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置および管理に要する経費
事務費	上記以外の経費で会派が行う調査研究活動のために必要な事務的経費

附 則  
(施行期日)

- この条例は、平成25年3月1日から施行する。  
(経過措置)
- 改正後の秋田市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された改正前の秋田市議会政務調査費の交付に関する条例の規定による政務調査費については、なお従前の例による。

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成25年2月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第2号

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数およびその所管)」に改め、同条教育産業委員会の項中「、秋田公立美術工芸短期大学」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも1の常任委員となるものとする。ただし、議長は、常任委員を辞退することができる。

第6条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間、在任する。

第8条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の

次に次の1項を加える。

- 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかにこれを選任する。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成25年3月1日から施行する。ただし、第2条教育産業委員会の項の改正規定および次項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例施行の際、改正前の秋田市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく教育産業委員会の委員、委員長および副委員長は、改正後の秋田市議会委員会条例の規定による教育産業委員会の委員、委員長および副委員長にそれぞれ選任又は互選されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による委員、委員長および副委員長の残任期間とする。

秋田市特別職の議員報酬等の額に関する審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年2月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第3号

秋田市特別職の議員報酬等の額に関する審議会条例の一部を改正する条例

秋田市特別職の議員報酬等の額に関する審議会条例（昭和39年秋田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

規 則

秋田市公文書管理委員会規則をここに公布する。

平成25年2月8日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第1号

秋田市公文書管理委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号）第28条第7項の規定に基づき、秋田市公文書管理委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会は、会長が招集する。

- 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 特定の事案につき特別の利害関係を有する委員は、委員会の

決議があったときは、当該事案に係る調査審議に参加することができない。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、総務部文書法制課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(委員会の招集)

2 この規則の施行後最初に開催される委員会の招集は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

秋田市議会政務調査費の交付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第2号

秋田市議会政務調査費の交付に関する規則の一部を改正する規則

秋田市議会政務調査費の交付に関する規則（平成13年秋田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市議会政務活動費の交付に関する規則

第1条中「秋田市議会政務調査費の交付に関する条例」を「秋田市議会政務活動費の交付に関する条例」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条の見出しを「(交付申請等)」に改め、同条第1項中「条例第2条の規定により政務調査費」を「政務活動費」に改め、「代表者は」の次に「、条例第7条に規定する経理責任者を所属議員のうちから定め」を加え、「会派結成届」を「政務活動費交付申請書」に改め、同条第2項中「届け出た」を「申請した」に、「会派変更届」を「政務活動費交付変更申請書」に改める。

第3条を削る。

第4条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「別記様式第5号の政務調査費交付決定通知書」を「別記様式第4号の政務活動費交付決定通知書」に改め、同条第2項中「第2条第2項」を「前条第2項」に、「届出」を「申請」に、「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「別記様式第6号の政務調査費交付変更通知書」を「別記様式第5号の政務活動費交付変更通知書」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「別記様式第7号」を「別記様式第6号」に、「政務調査費交付請求書」を「政務活動費交付請求書」に改め、同条を第4条とする。

第6条および第7条を削る。

第8条の見出しを「(政務活動費収支報告書)」に改め、同条中「政務調査費収支報告書(別記様式第8号および別記様式第9号)」を「政務活動費収支報告書(別記様式第7号および別記様式第8号)」に改め、同条を第5条とする。

第9条(見出しを含む。)中「政務調査費収支報告書」を「政務活動費収支報告書」に改め、同条を第6条とする。

第10条の見出しならびに同条第1項および第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第7条とする。

第11条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第8

条とする。

別表を削る。

別記様式第1号および別記様式第2号を次のように改める。  
別表様式第1号 政務活動費交付申請書(第2条関係)

年 月 日
(宛先) 秋田市長 (議長経由)
会 派 名 代表者名
印
政務活動費交付申請書
秋田市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。
記
1 会 派 の 名 称
2 会派結成年月日
3 代表者の氏名
4 経理責任者の氏名
5 所属議員数 人
6 交付申請額(年度分) 円

(注) 所属議員名簿を添付すること。

別記様式第2号 政務活動費交付変更申請書(第2条関係)

年 月 日																								
(宛先) 秋田市長 (議長経由)																								
会 派 名 代表者名																								
印																								
政務活動費交付変更申請書																								
秋田市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、次のとおり申請します。																								
記																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>変更後</th> <th>変更前</th> <th>変更年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会派の名称</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>代表者の氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>経理責任者の氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所属議員数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交付申請額(年度分)</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	変更後	変更前	変更年月日	会派の名称				代表者の氏名				経理責任者の氏名				所属議員数				交付申請額(年度分)	円	円	
区 分	変更後	変更前	変更年月日																					
会派の名称																								
代表者の氏名																								
経理責任者の氏名																								
所属議員数																								
交付申請額(年度分)	円	円																						

(注) 所属議員数に変更となったときは、変更後の所属議員名簿を添付すること。

別記様式第3号中「秋田市長 様」を「(宛先)

秋田市長」に、「秋田市議会政務調査費の交付に関する規則」を「秋田市議会政務活動費の交付に関する規則」に改める。

別記様式第4号を削る。

別記様式第5号中「政務調査費交付決定通知書」を「政務活動費交付決定通知書」に、「第4条関係」を「第3条関係」に、「年度政務調査費」を「年度政務活動費」に、「秋田市議会政務調査費の交付に関する規則第4条第1項」を「秋田市議会政務活動費の交付に関する規則第3条第1項」に改め、同様式を別記様式第4号とする。

別記様式第6号中「政務調査費交付変更通知書」を「政務活動費交付変更通知書」に、「第4条関係」を「第3条関係」に、「政務調査費交付決定額」を「政務活動費交付決定額」に、「秋田市議会政務調査費の交付に関する規則第4条第2項」を「秋田市議会政務活動費の交付に関する規則第3条第2項」に改め、同様式を別記様式第5号とする。

別記様式第7号中「政務調査費交付請求書」を「政務活動費交付請求書」に、「第5条関係」を「第4条関係」に、「秋田市長様」を「(宛先) 秋田市長」に、「秋田市議会政務調査費の交付に関する規則第5条」を「秋田市議会政務活動費の交付に関する規則第4条」に、「政務調査費を」を「政務活動費を」に改め、同様式を別記様式第6号とする。

別記様式第8号中「政務調査費収支報告書その1(第8条関係)」を「政務活動費収支報告書その1(第5条関係)」に、「秋田市議会議長様」を「(宛先) 秋田市議会議長」に、「政務調査費収支報告書について」を「政務活動費収支報告書について」に、「秋田市議会政務調査費の交付に関する条例」を「秋田市議会政務活動費の交付に関する条例」に、「年度政務調査費収支報告書」を「年度政務活動費収支報告書」に改め、同様式を別記様式第7号とする。

別記様式第9号中「政務調査費収支報告書その2(第8条関係)」を「政務活動費収支報告書その2(第5条関係)」に、「政務調査費収支報告書(年度分)」を「政務活動費収支報告書(年度分)」に、

「政務調査費」を  
「政務活動費」に、

「調査旅費」を「調査活動費」に、「剰余金」を「残額」に改め、同様式を別記様式第8号とする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成25年3月1日から施行する。  
(経過措置)
- 改正後の秋田市議会政務活動費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

## 議 会 規 則

秋田市議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月28日

秋田市議会議長 小 木 田 喜 美 雄

秋田市議会議規則第1号

秋田市議会議規則の一部を改正する規則

秋田市議会議規則(昭和42年秋田市議会議規則第1号)の一部を次のように改正する。

第105条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

## 上下水道局管理規程

秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程および秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年2月27日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一  
秋田市上下水道局管理規程第1号

秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程および秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

(秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程の一部改正)

第1条 秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程(平成17年秋田市上下水道局管理規程第21号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、

保 証 人	氏 名	印	満 才	申 請 者 と の 関 係	勤 務 先 の 地 位 等	を
	住 所	資 産 概 要				
	氏 名	印	満 才	申 請 者 と の 関 係	勤 務 先 の 地 位 等	
	住 所	資 産 概 要				

連 帯 保 証 人	氏 名	印	満 才	申 請 者 と の 関 係	勤 務 先 の 地 位 等	に
	住 所	資 産 概 要				
	氏 名	印	満 才	申 請 者 と の 関 係	勤 務 先 の 地 位 等	
	住 所	資 産 概 要				

改める。

(秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程の一部を改正する規程(平成24年秋田市上下水道局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出しならびに同項および附則第4項を削り、附則第5項を附則第3項とし、附則第6項から附則第8項

までを2項ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

議 会 訓 令

秋田市議会訓令第1号

秋田市議会事務局

秋田市議会図書室規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年2月13日

秋田市議会議長 小 木 田 喜 美 雄

秋田市議会図書室規程の一部を改正する訓令

秋田市議会図書室規程（昭和25年設定）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第18項」を「第100条第19項」に改める。

第2条第1号中「第100条第16項」を「第100条第17項」に改め、同条第2号中「第100条第17項」を「第100条第18項」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年3月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成25年2月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
山根町内会
- 2 認可年月日  
平成22年2月15日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 渡 部 与 市  
秋田市河辺諸井字山根137番地24  
変更後 佐々木 正  
秋田市河辺高岡字川原151番地
- 4 変更年月日  
平成25年1月13日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

秋田市告示第19号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成25年2月7日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
410	秋田市仁井田栄町1番1号	サンクス秋田仁井田栄町店

秋田市告示第20号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年2月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成23年度および平成24年度国民健康保険納税通知書

秋田市告示第21号

平成25年2月15日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

平成25年2月8日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第22号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年2月8日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
医療法人 杏仁会 居宅介護支援センター	秋田市桜二丁目17番23号	平成24年 12月1日
総合福祉企業組合	秋田市旭北錦町4番10号	平成25年 1月15日
デイサービスセンター えびす	秋田市牛島西一丁目4番 43号	平成25年 1月15日
大学病院前ユニット 型ショートステイ	秋田市広面字二階堤20番 地1	平成25年 1月1日

2 変更

名 称	変更事項（所在地）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
介護サービス 和み	秋田市八橋大 畑二丁目1番 2号星野ビル 202	秋田市旭北錦 町2番39号秋 田アーバンハ ウスB2	平成24年 1月1日

秋田市告示第23号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放

置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成25年2月8日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 0台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 0台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成25年1月8日

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内)秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成25年2月22日から同年8月22日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第24号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条および第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年2月13日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
ひかり睡眠 ケアクリニック	秋田市桜二丁目17番23号	平成25年 1月1日
生々堂薬局	秋田市中通四丁目1番51号	平成25年 1月1日

つばき穴戸眼科	秋田市中通三丁目3番1号	平成24年 12月12日
あけぼの薬局	秋田市川元開和町1番1号	平成24年 12月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
生々堂薬局	秋田市中通四丁目1番51号	平成24年 12月31日
つばき穴戸眼科	秋田市中通三丁目3番1号	平成24年 12月11日
荻原歯科医院	秋田市南通みその町5番16号	平成24年 12月22日
あけぼの薬局	秋田市川元開和町1番1号	平成24年 11月30日

秋田市告示第25号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年2月19日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙(省略)のとおり

2 送達する書類

平成24年度第5期および第6期国民健康保険税督促状

秋田市告示第26号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成25年2月19日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

担当する医療の種類: 薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年月日
第119号	旭川スタ薬局	秋田市新藤田字大所38番地25	平成25年 3月1日
第120号	やばせ薬局	秋田市寺内堂ノ沢一丁目7番25号	
第121号	スタ薬局	秋田市外旭川字梶ノ目509番地3	

秋田市告示第27号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成25年2月19日

秋田市長 穂 積 志

1 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

(1) 担当する医療の種類：腎臓に関する医療

指定番号	名称	所在地	開設者名	更新年月日
第14号	秋田南クリニック	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3番地115	医療法人祥仁会 理事長 中村久	平成25年 3月1日
第15号	秋田泌尿器科クリニック	秋田市広面字谷地沖6番地1	医療法人秋田泌尿器科クリニック 理事長 能登宏光	
第17号	石田医院	秋田市東通観音前8番5号	医療法人石鼎会 理事長 石田晃二	
第18号	清和病院	秋田市柳田字石神59番地	医療法人清風会 理事長 藤枝信夫	

(2) 担当する医療の種類：歯科矯正に関する医療

指定番号	名称	所在地	開設者名	更新年月日
第16号	医療法人山内歯科・矯正歯科	秋田市中通三丁目1番7号	医療法人山内歯科・矯正歯科 理事長 山内積	平成25年 3月1日

(3) 担当する医療の種類：心臓脈管外科に関する医療

指定番号	名称	所在地	開設者名	更新年月日
第19号	秋田県成人病医療センター	秋田市千秋久保田町6番17号	財団法人秋田県成人病医療センター 理事長 寺田俊夫	平成25年 3月1日

秋田市告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成25年2月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
秋田市下新城笠岡自治会
- 2 認可年月日  
平成15年4月22日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 鎌田 次 男  
秋田市下新城笠岡字笠岡61番地  
変更後 宇佐美 雅 生  
秋田市下新城笠岡字笠岡182番地 1
- 4 変更年月日

平成25年1月27日

- 5 変更の理由  
役員改選による。

秋田市告示第29号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年2月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成24年度介護保険料納入通知書  
平成24年度介護保険料督促状

秋田市告示第30号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年2月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成24年度後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第31号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年2月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称  
秋田都市計画下水道 秋田市公共下水道（秋田地域）
- 2 都市計画を変更した区域  
秋田市金足岩瀬字岩瀬、字後田、字大表、字北田、字小鹿瀬、字オノ浜、字佐戸沢、字山王田、字長田、字前山、金足浦山字岩崎、字浦山、字金ヶ崎、字松葉崎、金足大清水字家ノ下、字大清水台、金足片田字鳩坂、字苧又、字コフラケ、字駒込、字竹原、字野尻、字深田、字待入、字松ノ木、字山崎、字横関、金足黒川字内畑、字沖川端、字上ノ山、字黒川、字深田、金足下刈字北野、字財ノ浜、字館越、字林中、字深田、字前田、金足高岡字稲荷林、字古館、字猪沢、字八幡田、金足嶋崎字二ツ森、金足堀内字小栗、字神田、字堀内、金足吉田字イカリ、字

羽中、字深田、字松ノ下、添川字添川、浜田字大森山および字  
潟端地内

- 3 都市計画の縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第32号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年2月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称  
河辺都市計画下水道 秋田市公共下水道（河辺地域）
- 2 都市計画を変更した区域  
秋田市河辺北野田高屋字小高および河辺諸井字後野中島地内
- 3 都市計画の縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第33号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年2月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称  
秋田都市計画道路 3・3・6号 下新城中野線  
秋田都市計画道路 3・4・10号 飯島相染線  
秋田都市計画道路 3・5・34号 土崎環状線  
秋田都市計画道路 3・6・43号 壱騎町御蔵町線
- 2 都市計画を変更した区域  
秋田市下新城中字琵琶沼、下新城長岡字毛無谷地、字琵琶沼、飯島道東三丁目、飯島川端二丁目、飯島古道下川端、字古道、字砂田、土崎港東一丁目、土崎港南一丁目、土崎港南三丁目、将軍野南一丁目、将軍野南三丁目、将軍野南五丁目、寺内大畑、寺内焼山、寺内後城、土崎港中央一丁目、土崎港中央二丁目、土崎港中央三丁目、土崎港中央四丁目および土崎港中央六丁目地内
- 3 都市計画の縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第34号

次の交付要求通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該交付要求通知書は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年2月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名  
スイス国  
フルーリー 由美子
- 2 送達する書類名  
交付要求通知書 1通

秋田市告示第35号

次の市税督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達ができなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年2月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成24年度市税督促状

教 委 告 示

秋田市教委告示第3号

平成25年2月14日午後2時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成25年2月8日

秋田市教育委員会

委員長 野 口 かおり

付議案件

秋田市教育ビジョンを策定する件

秋田市教委告示第4号

平成25年2月28日午後6時秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会臨時会を招集する。

平成25年2月25日

秋田市教育委員会

委員長 野 口 かおり

付議案件

教職員人事異動に関する件

選 管 告 示

秋市選管告示第2号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成25年1月1日現在で調製した秋田市農業委員会委員選挙人名簿を次により縦覧に供する。

平成25年2月20日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

- 1 期間 平成25年2月23日から同年3月9日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

秋市選管告示第3号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定に基づき、農業委員会委員選挙における投票区の区域の一部を次のとおり変更したので、農業委員会等に関する法律第11条において準用する公職選挙法第17条第3項の規定により告示する。

平成25年 2月20日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 菅原弘夫

投票区名	区 域
秋田市第20投票区 (岩見三内地区コミュニティセンター)	河辺三内字外川原を加える。

秋市選管告示第4号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第6条第1項の規定に基づき、雄和土地改良区総代の任期満了による総選挙を次のとおり行うことと定めたので、同条第3項および第4項の規定により告示する。

平成25年 2月25日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 菅原弘夫

- 1 選挙の期日 平成25年 3月 4日
- 2 投票の時間 午前9時から午後3時まで
- 3 選挙区および選挙すべき総代の数  
第1選挙区 7人  
第2選挙区 4人  
第3選挙区 4人  
第4選挙区 6人  
第5選挙区 3人  
第6選挙区 6人

秋市選管告示第5号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第1項、第3項および第5項の規定に基づき、平成25年 3月 4日執行の雄和土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理人ならびに選挙立会人を次のとおり選任したので、同条第8条第7項の規定により、その住所および氏名を告示する。

平成25年 2月25日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 菅原弘夫  
雄和土地改良区総代総選挙  
選挙長・同職務代理人・選挙立会人一覧表

選挙区	区分	住 所	氏 名
第1選挙区	選挙長	秋田市雄和新波字新町165番地	岡部 広
	職務代理人	秋田市雄和新波字竹ノ花14番地	種村 宜大
	選挙立会人	秋田市雄和新波字新町20番地	森川 信雄
	選挙立会人	秋田市雄和新波字本屋敷88番地1	工藤 民夫
	選挙長	秋田市雄和左手子字前谷地128番地	佐々木 良英

第2選挙区	職務代理人	秋田市雄和向野字佛ノ前48番地	吉田 一彦
	選挙立会人	秋田市雄和向野字築土手15番地	浅野 勉
	選挙立会人	秋田市雄和向野字前開45番地	浅野 和善
第3選挙区	選挙長	秋田市雄和繁字曾根58番地	工藤 忠兵衛
	職務代理人	秋田市雄和繁字上繁20番地	工藤 勉
	選挙立会人	秋田市雄和繁字宿133番地2	齊藤 勝利
第4選挙区	選挙立会人	秋田市雄和繁字上田面23番地	齊藤 慎悦
	選挙長	秋田市雄和神ヶ村字助沢92番地	佐藤 登
	職務代理人	秋田市雄和神ヶ村字上開28番地	菅野 一吉
第5選挙区	選挙立会人	秋田市雄和神ヶ村字上開183番地	福原 昭夫
	選挙立会人	秋田市雄和神ヶ村字西脇43番地	佐々木 一男
	選挙長	秋田市雄和碓田字梵天野103番地	那須 新一
第6選挙区	職務代理人	秋田市雄和碓田字中村73番地2	那須 吉久
	選挙立会人	秋田市雄和碓田字クネソエ96番地	那須 満郎
	選挙立会人	秋田市雄和碓田字中村8番地	那須 安治
第7選挙区	選挙長	秋田市雄和萱ヶ沢字館ノ腰149番地	京極 藤美
	職務代理人	秋田市雄和萱ヶ沢字比丘尼屋敷40番地	打矢 正行
	選挙立会人	秋田市雄和萱ヶ沢字船引沢14番地2	京極 秋雄
	選挙立会人	秋田市雄和萱ヶ沢字館ノ腰7番地	加藤 薫

秋市選管告示第6号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項および第30条の7第1項の規定に基づき、平成25年 3月 1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所および生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定により告示する。

平成25年 2月28日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 菅原弘夫

- 1 期間 平成25年 3月 3日から同月 7日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前 8時30分から午後 5時まで

秋市選管告示第7号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第6条第1項の規定に基づき、秋田市旭川筋土地改良区総代の任期満了による総選挙を次のとおり行うことと定めたので、同条第3項および第4項の規定により告示する。

平成25年 2月28日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

- 1 選挙の期日 平成25年 3月 7日
- 2 投票の時間 午前 9時から午後 3時まで
- 3 選挙区および選挙すべき総代の数
  - 第1選挙区 19人
  - 第2選挙区 13人

秋市選管告示第8号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第1項、第3項および第5項の規定に基づき、平成25年 3月 7日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理者ならびに選挙立会人を次のとおり選任したので、同令第8条第7項の規定により、その住所および氏名を告示する。

平成25年 2月28日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

秋田市旭川筋土地改良区総代総選挙

選挙長・同職務代理者・選挙立会人一覧表

選挙区	区分	住 所	氏 名
第 1 選挙区	選挙長	秋田市外旭川字松崎121番地	三 浦 孝 市
	職 務 代理者	秋田市外旭川字堂ノ前108番地	加賀屋 金 雄
	選 挙 立会人	秋田市外旭川字前谷地72番地	佐 藤 登
	選 挙 立会人	秋田市外旭川字家ノ前279番地	佐 藤 勲
第 2 選挙区	選挙長	秋田市泉三嶽根 6 番 5 号	高 橋 清 一
	職 務 代理者	秋田市広面字二ツ屋14番地	佐々木 秀 直
	選 挙 立会人	秋田市添川字添川136番地	米 塚 一 成

第1選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職 業
1	平成25年 2月25日	齊 藤 健 一	男	秋田市雄和新波字新町104番地	昭和43年 3月 6日	農 業
2	平成25年 2月25日	工 藤 省 悟	男	秋田市雄和新波字清水木141番地 4	昭和25年11月 2日	農 業
3	平成25年 2月25日	工 藤 宗 一	男	秋田市雄和新波字清水木121番地	昭和23年11月21日	農 業
4	平成25年 2月25日	岡 部 賢 一	男	秋田市雄和新波字新町120番地	昭和22年 4月10日	農 業
5	平成25年 2月25日	工 藤 博	男	秋田市雄和新波字新町166番地	昭和27年 4月28日	自営業

選 挙 立会人	秋田市寺内兎桜一丁目 5 番19号	古 井 金 壽
------------	----------------------	---------

雄選挙長告示

雄選挙長告示第1号

平成25年 3月 4日執行の雄和土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成25年 2月25日

雄和土地改良区総代総選挙

- 第1選挙区選挙長 岡 部 広
- 第2選挙区選挙長 佐々木 良 英
- 第3選挙区選挙長 工 藤 忠 兵 衛
- 第4選挙区選挙長 佐 藤 登
- 第5選挙区選挙長 那 須 新 一
- 第6選挙区選挙長 京 極 藤 美

1 場所

秋田市雄和新波字竹ノ花55番地

雄和土地改良区

2 日時

平成25年 2月25日 午前 8時30分から午後 5時まで

平成25年 2月26日 午前 8時30分から午後 5時まで

雄選挙長告示第2号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第17条の3第1項の規定に基づき、平成25年 3月 4日執行の雄和土地改良区総代の総選挙における候補者の届出があったので、同条の3第4項の規定により告示する。

平成25年 2月25日

雄和土地改良区総代総選挙

- 第1選挙区選挙長 岡 部 広
- 第2選挙区選挙長 佐々木 良 英
- 第3選挙区選挙長 工 藤 忠 兵 衛
- 第4選挙区選挙長 佐 藤 登
- 第5選挙区選挙長 那 須 新 一
- 第6選挙区選挙長 京 極 藤 美

6	平成25年 2月25日	横 田 定 和	男	秋田市雄和新波字大巻189番地	昭和26年5月27日	農 業
7	平成25年 2月25日	工 藤 泰 嗣	男	秋田市雄和新波字清水木80番地1	昭和23年3月2日	農 業

## 第2選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職 業
1	平成25年 2月25日	那 須 直 仁	男	秋田市雄和向野字前開30番地	昭和34年2月4日	農 業
2	平成25年 2月25日	浅 野 正 樹	男	秋田市雄和向野字前開31番地	昭和40年9月25日	公務員
3	平成25年 2月25日	池 田 孝 輝	男	秋田市雄和向野字源藤太郎185番地2	昭和43年2月13日	建設業
4	平成25年 2月25日	浅 野 省 三	男	秋田市雄和向野字前開35番地	昭和22年6月15日	農 業

## 第3選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職 業
1	平成25年 2月25日	珍 田 計 雄	男	秋田市雄和繁字脇ノ沢79番地	昭和25年3月31日	農 業
2	平成25年 2月25日	齊 藤 修 司	男	秋田市雄和繁字上田面22番地	昭和21年3月23日	農 業
3	平成25年 2月25日	工 藤 博	男	秋田市雄和繁字宿114番地	昭和24年2月21日	会社員
4	平成25年 2月25日	鈴 木 章	男	秋田市雄和繁字上繁1番地	昭和18年7月26日	農 業

## 第4選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職 業
1	平成25年 2月25日	佐々木 慎 也	男	秋田市雄和神ヶ村字上開91番地	昭和30年2月10日	会社員
2	平成25年 2月25日	鈴 木 祐 喜	男	秋田市雄和神ヶ村字西又18番地	昭和37年1月15日	農林業
3	平成25年 2月25日	浅 野 隆 英	男	秋田市雄和神ヶ村字大橋280番地	昭和35年1月24日	会社員
4	平成25年 2月25日	齊 藤 安 孝	男	秋田市雄和神ヶ村字才東33番地	昭和34年7月30日	農 業
5	平成25年 2月25日	佐々木 俊 紀	男	秋田市雄和神ヶ村字西脇3番地	昭和29年3月8日	団 体 職 員
6	平成25年 2月25日	菅 野 俊 夫	男	秋田市雄和神ヶ村字窪102番地	昭和21年8月28日	農 業

## 第5選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職 業
1	平成25年 2月25日	那 須 勝 彦	男	秋田市雄和碓田字宮ノ前60番地	昭和29年3月15日	農 業
2	平成25年 2月25日	那 須 博	男	秋田市雄和碓田字中村77番地	昭和30年7月15日	会社員
3	平成25年 2月25日	那 須 浩 司	男	秋田市雄和碓田字梵天野58番地2	昭和32年1月2日	会社員

第6選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職 業
1	平成25年 2月25日	打 矢 美 文	男	秋田市雄和萱ヶ沢字又三郎沢4番地2	昭和33年2月18日	団 体 職 員
2	平成25年 2月25日	齊 藤 良 春	男	秋田市雄和萱ヶ沢字真木屋11番地	昭和25年1月25日	農 業
3	平成25年 2月25日	佐々木 強	男	秋田市雄和萱ヶ沢字ニタノ沢40番地	昭和25年8月23日	農 業
4	平成25年 2月25日	工 藤 芳 雄	男	秋田市雄和萱ヶ沢字船ヶ沢1番地2	昭和32年3月5日	会 社 員
5	平成25年 2月25日	工 藤 三 男	男	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢56番地	昭和23年10月17日	農 業
6	平成25年 2月25日	工 藤 健 郎	男	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢42番地	昭和34年2月16日	会 社 員

雄選挙長告示第3号

平成25年3月4日執行の雄和土地改良区総代の総選挙について、第1選挙区において届出のあった候補者が7人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第18条の2第2項の規定により告示する。

平成25年2月26日

雄和土地改良区総代総選挙  
第1選挙区選挙長 岡 部 広

雄選挙長告示第4号

平成25年3月4日執行の雄和土地改良区総代の総選挙について、第2選挙区において届出のあった候補者が4人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第18条の2第2項の規定により告示する。

平成25年2月26日

雄和土地改良区総代総選挙  
第2選挙区選挙長 佐々木 良 英

雄選挙長告示第5号

平成25年3月4日執行の雄和土地改良区総代の総選挙について、第3選挙区において届出のあった候補者が4人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第18条の2第2項の規定により告示する。

平成25年2月26日

雄和土地改良区総代総選挙  
第3選挙区選挙長 工 藤 忠 兵 衛

雄選挙長告示第6号

平成25年3月4日執行の雄和土地改良区総代の総選挙について、第4選挙区において届出のあった候補者が6人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第18条の2第2項の規定により告示する。

平成25年2月26日

雄和土地改良区総代総選挙  
第4選挙区選挙長 佐 藤 登

雄選挙長告示第7号

平成25年3月4日執行の雄和土地改良区総代の総選挙について、

第5選挙区において届出のあった候補者が3人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第18条の2第2項の規定により告示する。

平成25年2月26日

雄和土地改良区総代総選挙  
第5選挙区選挙長 那 須 新 一

雄選挙長告示第8号

平成25年3月4日執行の雄和土地改良区総代の総選挙について、第6選挙区において届出のあった候補者が6人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第18条の2第2項の規定により告示する。

平成25年2月26日

雄和土地改良区総代総選挙  
第6選挙区選挙長 京 極 藤 美

雄選挙長告示第9号

平成25年3月4日執行の雄和土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成25年2月26日

雄和土地改良区総代総選挙  
第1選挙区選挙長 岡 部 広  
第2選挙区選挙長 佐々木 良 英  
第3選挙区選挙長 工 藤 忠 兵 衛  
第4選挙区選挙長 佐 藤 登  
第5選挙区選挙長 那 須 新 一  
第6選挙区選挙長 京 極 藤 美

- 1 場所 秋田市雄和新波字本屋敷1番地1  
新あきた農協大正寺相談所
- 2 日時 平成25年3月5日 午後2時

旭選挙長告示

旭選挙長告示第1号

平成25年3月7日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成25年2月28日

秋田市旭川筋土地改良区総代総選挙

- 第1選挙区選挙長 三 浦 孝 市
- 第2選挙区選挙長 高 橋 清 一

1 場所

秋田市泉東町2番10号  
秋田市旭川筋土地改良区

2 日時

平成25年2月28日 午前8時30分から午後5時まで  
平成25年3月1日 午前8時30分から午後5時まで

旭選挙長告示第2号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第17条の3第1項の規定に基づき、平成25年3月7日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙における候補者の届出があったので、同条の3第4項の規定により告示する。

平成25年2月28日

秋田市旭川筋土地改良区総代総選挙

- 第1選挙区選挙長 三 浦 孝 市
- 第2選挙区選挙長 高 橋 清 一

農 委 告 示

秋田市農委告示第3号

平成25年2月14日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成25年2月7日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（6件）
- 2 農用地利用集積計画（平成24年度第11号）に関する件

秋田市農委告示第4号

平成25年2月14日午後2時に招集する秋田市農業委員会総会に、次の案件を追加する。

平成25年2月8日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

競（公）売等適格証明申請に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第4号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成25年2月6日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所在地
合資会社佐藤工務店	佐藤 榮喜	男鹿市船川港船川字新浜町23番地

2 廃止年月日

平成22年11月1日

秋田市上下水道局告示第5号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成25年2月6日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定排水設備工事事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
合資会社佐藤工務店	佐藤 榮喜	男鹿市船川港船川字新浜町23番地

2 廃止年月日

平成22年11月1日

秋田市上下水道局告示第6号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成25年2月14日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所在地
有限会社佐藤燃料水道工事店	佐藤 光栄	能代市二ツ井町字下野家後91番地1

2 指定年月日

平成25年2月8日

秋田市上下水道局告示第7号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成25年2月14日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定排水設備工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
有限会社佐藤燃料水道工事店	佐藤 光栄	能代市二ツ井町字下野家後91番地1

2 指定年月日

平成25年2月8日

秋田市上下水道局告示第8号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定によ

り告示する。

平成25年 2月22日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地
有限会社成田設備工業	成田 一仁	横手市大森町十日町字藤田123番地

2 廃止年月日

平成24年 8月11日

公 告

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年 2月 1日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 件名 (内容については仕様書 (省略) 参照)  
冷温水機定期部品交換修繕 (1・2号機)
- (2) 履行場所  
秋田市太平山自然学習センター  
(秋田市仁別字マントラメ227番地1)
- (3) 履行期間  
契約の日から平成25年 3月31日まで
- (4) 入札参加要件  
秋田市建設工事入札参加資格の管工事A級又はB級に格付されている者

2 入札に関する事項

- (1) 日時 平成25年 2月19日(火) 午前10時
- (2) 場所 秋田市太平山自然学習センター  
(秋田市仁別字マントラメ227番地1)
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約日 落札が決定した日から平成25年 2月25日(月)まで
- (5) 注 意 事 項  
ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。  
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 受付期間  
平成25年 2月 1日(金)から同月 8日(金)まで
- (2) 受付時間  
午前 9時から午後 5時まで。ただし、受付期間最終日の受付時間は、午前 9時から午前11時までとする。
- (3) 受付場所 秋田市太平山自然学習センター  
(秋田市仁別字マントラメ227番地1)

- (4) 提出書類 公募型指名競争入札参加申込書 (様式1)
- (5) その他

ア 申込書等の提出は持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

イ 申込書等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 資格審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、その旨を通知する。
- (3) 上記(1)および(2)の通知については、平成25年 2月14日(木)までに電子メール等により送付する。

5 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先  
秋田市太平山自然学習センター  
電話 018-827-2171
- (4) 仕様書等の内容に関する問合せ先  
秋田市太平山自然学習センター  
電話 018-827-2171

秋田市公告

公売財産の最高価申込者および次順位買受申込者を次のとおり決定したので、地方税法 (昭和25年法律第226号) がその例とする国税徴収法 (昭和34年法律第147号) 第106条第 2 項の規定に基づき公告する。

平成25年 2月 6日

秋田市長 穂 積 志

1 公売財産の内容

別紙「公売財産の表示」(省略) のとおり

2 氏名

- (1) 最高価申込者 伊藤 満
- (2) 次順位買受申込者 有限会社 魁光住宅産業

3 価額

- (1) 最高価申込価額 20,000,000円
- (2) 次順位買受申込価額 19,655,000円

4 最高価申込者等決定日

平成25年 2月 5日(火)

5 売却決定日時

- (1) 最高価申込者 平成25年 2月12日(火)午前10時
- (2) 次順位買受申込者 国税徴収法第113条第 2 項に定める日

6 売却決定場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号  
秋田市企画財政部特別滞納整理課

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年 2月 8日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

入札に付する賃貸借物件は、次のとおりである。

- (1) 物 件 名 カラーオーバーヘッドスキャナーおよびパソコン

ン

(2) 契約期間 平成25年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

2 入札参加資格要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1項および第 2 項各号による制限を受ける者でないこと。
- (3) 本市の指名停止期間中および入札参加資格停止中の者でないこと。
- (4) 秋田市内にサービス拠点を有しており、故障した場合、当日中に対応可能であること。

3 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年 3月 7日(休) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号  
秋田市役所 2 階文書法制課
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成25年 3月14日(休)
- (5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税事業者・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

4 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成25年 2月20日(休)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）

イ 営業経歴書（様式 2）

ウ 納税証明書

(ア) 税務署が発行する消費税に関する証明書（直近の営業年度に係る「未納税額のないこと用（その 3）」）

(イ) 秋田市が発行する直近の営業年度に係る法人市民税又は個人市民税（個人事業主に限る。）および固定資産税（平成23年度分）に関する証明書

なお、納税証明書の提出に代えて、各納付書の写し（法人市民税もしくは個人市民税又は固定資産税を口座

振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出も可とする。

(2) 申込書等の提出  
申込書等の提出は、持参によるものとする。

(3) 申込書等の受付  
申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年 2月12日(火)から同月20日(休)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。

イ 受付場所 秋田市山王一丁目 2 番34号  
秋田市総務部文書法制課歴史資料担当（分館 2 階）

ウ 申込用紙 秋田市総務部文書法制課歴史資料担当又は秋田市ホームページから入手すること。

5 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知は、平成25年 2月26日(火)午後 に郵送する。

6 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 平成25年 2月12日(火)から同月20日(休)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。

(2) 閲覧場所 秋田市山王一丁目 2 番34号  
秋田市総務部文書法制課歴史資料担当（分館 2 階）

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先  
秋田市総務部文書法制課歴史資料担当  
電話 018-866-8913

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、次により入札参加希望者を公募する。

平成25年 2月 8日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委託番号・委託名	委託場所	委託期間	入 札 参 加 要 件
25教文館一第 3 号 秋田市文化会館 高圧受変電設備保守点検業務委託	秋田市山王 七丁目 3 番 1 号	平成25年 4月 1日 から平成 26年 3月 31日まで	次の全ての要件を満たしていること。 1 秋田市電気工事業 A 級登録業者であること。 2 第三種電気主任技術者の資格者を有すること。 3 蓄電池設備整備資格者を有すること。 4 自家発電設備専門技術者の資格者を有すること。 5 過去10年以内に契約電力500Kw 以上の施設での高圧受変電設備保守点検業務の契約実績があること。
25教文館一第11号 秋田市文化会館	秋田市山王 七丁目 3 番	平成25年 4月 1日	次の全ての要件を満たしていること。 1 過去10年以内に収容定員1,000人以上のホールでの音響設備保守点検実績があ

舞台音響設備保守 点検業務委託	1号	から平成 26年3月 31日まで	ること。 2 秋田市に本社、支店、営業所等を有するものであること。 3 租税の滞納がないこと。
25教文館一第15号 秋田市文化会館 舞台操作等業務委 託	秋田市山王 七丁目3番 1号	平成25年 4月1日 から平成 26年3月 31日まで	次の全ての要件を満たしていること。 1 過去10年以内に収容定員1,000人以上のホールでの舞台操作業務の元請け契約実績があること。 2 通年で7名以上の舞台操作業務経験者による常駐体制（大小ホールに催し物がある場合は9名体制）ができること。 3 7名以上の常駐者の中に舞台操作業務に必要な舞台機構調整2級技能士以上と2級照明技術者以上の有資格者を1名以上配置可能なこと。 4 秋田市内に本社、支店、営業所等を有する者であること。 5 租税に滞納がないこと。

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- ウ 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年3月18日(月)  
25教文館一第3号 午前10時  
25教文館一第11号 午前10時30分  
25教文館一第15号 午前11時
- (2) 入札の場所 秋田市山王七丁目3番1号  
秋田市文化会館 中2階 第1会議室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約日 平成25年3月21日(木)
- (5) 注意事項  
ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。  
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。  
エ 地方自治法第234条第3項ただし書の規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合がある。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。  
ア 高圧受変電保守点検業務委託の申込者  
  - (ア) 公募型指名競争入札参加申込書（文化会館用）（様式1）
  - (イ) 第三種電気主任技術者の資格を証明できるもの
  - (ウ) 自家用発電設備専門技術者および蓄電池設備整備資格者の資格を証明できるもの
  - (エ) 過去10年以内に契約電力500Kw以上の施設での保守点検業務について契約を履行したことが確認できる契約

書等の写し

- イ 舞台音響設備保守点検業務委託の申込者  
  - (ア) 公募型指名競争入札参加申込書（文化会館用）（様式1）  
    - (イ) 実績調査書（様式2）。過去10年以内に保守点検契約を締結したことが分かる契約書の写し等を添付すること。
    - (ウ) 納税証明書（写し可）  
      - (a) 消費税（税務署で『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。)
      - (b) 秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は個人市民税）
      - (c) 秋田市に納めた固定資産税（平成24年度分）  
        - ※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
        - ※ 固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの
        - ※ 納税証明書に代わって、各納付書の写し又は固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済のお知らせ」の提出でも可
      - (エ) 登記事項証明書（写し可）
- ウ 舞台操作等業務委託の申込者  
  - (ア) 公募型指名競争入札参加申込書（文化会館用）（様式1）  
    - (イ) 実績調査書（様式2）。過去10年以内に保守点検契約を締結したことが分かる契約書の写し等を添付すること。
    - (ウ) 通年で7名以上の経験者による常駐体制ができることが分かる組織図等の写し
    - (エ) 7名以上の常駐者の中に舞台機構調整2級技能士以上と2級照明技術者以上の有資格者を配置できることが分かる資料と資格証の写し
    - (オ) 登記事項証明書（写し可）
    - (カ) 納税証明書（写し可）  
      - (a) 消費税（税務署で『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。)
      - (b) 秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は個人市民税）
      - (c) 秋田市に納めた固定資産税（平成23年度分）  
        - ※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
        - ※ 固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの
        - ※ 納税証明書に代わって、各納付書の写し又は固定資産税および個人市民税を口座振替により納付して

いる場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済のお知らせ」の提出でも可

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年2月14日(木)から同月28日(木)までの午前9時から午後4時30分まで

イ 受付場所 秋田市文化会館施設担当

ウ 申込用紙 秋田市文化会館又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および非指名通知については、FAXで平成25年3月11日(月)に行う。

5 設計書および仕様書の入手に関する事項

(1) 配布期間は、平成25年2月13日(木)から同月28日(月)まで

(2) 配布場所 秋田市文化会館ホームページから入手すること。

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 秋田市財務規則第135条の規定により、契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせることを禁止する。なお、一部の業務を第三者に委託する場合は、外部委託報告書の提出を契約締結時に求める。

(4) 設計書および仕様書に関する質疑は、文書で提出するものとする。

(5) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市文化会館施設担当

電話 018-865-1191

秋田市公告

秋田県収用委員会から土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第3項の規定に基づく通知があったので、同施行令第5条第4項の規定に基づき公告する。

平成25年2月12日

秋田市長 穂 積 志

1 事件名

県道秋田天王線改築工事（秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼地内）及びこれに伴う一般国道7号交差点工事に係る土地収用事件

2 書類の名称

平成25年1月24日付け秋収委—145「裁決書」

3 通知を受けるべき者

秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼322番6の土地の所有者

（亡）鎌田ハル子 最後に住民登録された住所 秋田県秋田市寺内後城6番41号の相続人

4 公示送達に係る掲示および掲載の事実

(1) 掲示されている場所 秋田県掲示場（秋田県庁正面玄関前）

(2) 掲示を始めた年月日 平成25年2月12日

(3) 掲載される公報 平成25年2月12日付けの秋田県公報

秋田市公告

秋田県収用委員会から土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第3項の規定に基づく通知があったので、同施行令第5条第4項の規定に基づき公告する。

平成25年2月12日

秋田市長 穂 積 志

1 事件名

県道秋田天王線改築工事（秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼地内）及びこれに伴う一般国道7号交差点工事に係る土地収用事件

2 書類の名称

平成25年1月24日付け秋収委—146「裁決書」

3 通知を受けるべき者

秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼322番7の土地の所有者

（亡）鎌田ハル子 最後に住民登録された住所 秋田県秋田市寺内後城6番41号の相続人

4 公示送達に係る掲示および掲載の事実

(1) 掲示されている場所 秋田県掲示場（秋田県庁正面玄関前）

(2) 掲示を始めた年月日 平成25年2月12日

(3) 掲載される公報 平成25年2月12日付けの秋田県公報

秋田市公告

次のとおり業務委託に係る公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年2月14日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 業務委託名（業務内容については、仕様書（省略）参照）

秋田市太平山自然学習センター食事提供等業務委託

(2) 履行場所

秋田市太平山自然学習センター

（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(4) 入札参加要件

ア 過去5年間に於いて、秋田市太平山自然学習センターにおける食事提供業務と同規模程度以上の食事提供業務委託契約について年間を通じて締結し、当該契約を履行した実績を有すること。

イ 秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。

ウ 租税に滞納がないこと。

エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

オ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 日時 平成25年3月7日(木) 午前10時

(2) 場所 秋田市太平山自然学習センター

（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）

(3) 入札保証金および契約保証金 免除

(4) 契約日 落札が決定した日から平成25年3月13日(木)まで

(5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加

すること。

イ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

ウ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。

エ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。

オ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 受付期間

平成25年2月14日(木)から同月22日(金)までの午前9時から午後5時までとする。

(2) 受付場所 秋田市太平山自然学習センター

(秋田市仁別字マントラメ227番地1)

(3) 提出書類

- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
- イ 業務実績調書（様式2）
- ウ 営業経歴書（様式3）
- エ 納税証明書（各証明書類は直近のもの。写し可）
  - (ア) 消費税（「未納税額のない証明用」税務署で発行）
  - (イ) 秋田市に納めた法人市民税
  - (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
- オ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方務局で発行）

(4) その他

- ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受け付ける。
- イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知を送付する。
- (2) 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者には、その旨を通知する。
- (3) 上記(1)および(2)の通知については、平成25年2月28日(木)までに電子メール等により送付する。

5 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先  
秋田市太平山自然学習センター  
電話 018-827-2171
- (4) 仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先  
秋田市太平山自然学習センター  
電話 018-827-2171

秋田市公告

市有物件の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成25年2月18日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

	所在地	地目	地積	最低落札価格
1	秋田市卸町二丁目184番1	雑種地	816.32㎡	30,203,840円
2	秋田市広面字鍋沼27番6	宅地	1,045.55㎡	70,260,960円

2 入札参加者の資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市職員研修棟第1研修室
- (2) 入札 平成25年3月18日(月) 午前10時  
(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)
- (3) 開札 入札締切後、直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部管財課

5 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
- (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に振り替えることができる。
- (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは、落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は、認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

- (1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金（契約金額の100分の10以上で入札保証金充当分を差し引く。）を納めなければならない。
- (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売払代金

契約者は、契約締結後14日以内に売払代金（契約保証金充当分を差し引く。）を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 売払物件の説明日時および場所

- (1) 秋田市卸町二丁目184番1  
日時 平成25年3月7日(木)午前10時30分から午前11時まで  
集合場所 現地
- (2) 秋田市広面字鍋沼27番6  
日時 平成25年3月7日(木)午前11時30分から正午まで  
集合場所 現地

## 秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年2月18日

秋田市長 穂 積 志

## 1 入札に関する事項

(1) 件 名	秋田市消防本部クライアントパソコン等納入設置および賃貸借
(2) 仕 様 書	別紙（省略）のとおり
(3) 履 行 場 所	消防本部総務課、消防本部予防課、秋田消防署、秋田消防署新屋分署、秋田消防署勝平出張所、秋田消防署牛島出張所、土崎消防署、土崎消防署寺内出張所、土崎消防署將軍野出張所、土崎消防署飯島出張所、土崎消防署外旭川出張所、城東消防署、城東消防署広面出張所、秋田南消防署、河辺消防署および河辺消防署雄和分署
(4) 納 入 期 限	平成25年3月29日(金)
(5) 賃 借 期 間	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
(6) 入札参加要件	① 本市の入札参加資格審査申請書を申請し、受理されていること。 ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ③ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ④ 秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本市と契約を締結できる支店、営業所等を有していること。 ⑤ 過去5年間に市、県、国（公社、公団および独立行政法人を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じく契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること。 ⑥ 本件に係る物品の納入・設置ができるほか、賃貸借契約を行える業者であること（本件に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可）。
(7) 入札申込み	
受付期間	平成25年2月18日(月)から同月25日(月)まで（土曜日および日曜日を除く、午前9時から午後5時まで）
受付場所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市消防本部総務課（消防庁舎4階）
(8) 指名(非指名通知)	平成25年2月26日(火)にFAXで通知
(9) 入 札	
日 時	平成25年2月28日(木)午後2時
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市消防本部 会議室（消防庁舎4階）
入札保証金	免除
(10) 契 約 日	平成25年3月1日(金)予定

## 2 注意事項

## (1) 入札参加申込みについて

ア 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出すること。

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書（様式1：ホームページからダウンロードすること。）

(イ) 営業経歴書（様式2：ホームページからダウンロードすること。）

(ウ) 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

(エ) 賃貸借業者との関係を示す契約書（覚書等）の写し  
※ 入札参加希望者が賃貸借できない場合提出すること。  
あらかじめ賃貸借契約の可能な業者と契約（覚書等）を締結し、リース料率の部分を伏せた写しとする。

イ アの(ア)および(イ)の様式は、秋田市ホームページから入手すること。

ウ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

エ 入札に関して質疑がある場合は、申込書の提出に併せ質問状（様式自由）を提出すること。また、質問状についての回答は、入札参加申込者全てに平成25年2月26日(火)に書面による配布を行う。

## (2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知をする。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合がある。その者には、非指名通知によりその旨を通知する。

## (3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

エ 地方自治法第234条第3項ただし書の規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合がある。

## 3 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書は、返却しない。

(3) 問合せ先  
秋田市消防本部総務課  
電 話 018-823-4000  
F A X 018-823-9006

秋田市公告

公益社団法人全国市有物件災害共済会の平成24年度事業経営状況（平成24年4月1日から同年10月31日まで）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年 2月19日

秋田市長 穂 積 志

1	年度末現在会員数	680市
2	建物総合損害共済 受託市数	660市
	共済責任額	59,253,752,530,000円
	分担金収入	4,773,906,962円
	支払共済金	1,411,983,153円
3	自動車損害共済 受託市数	657市
	分担金収入	2,988,346,684円
	支払共済金	1,283,108,734円
4	正味財産の増減 増加原因 (経常収益)	
	特定資産運用益	207,756,031円
	相互救済事業収益	7,762,253,646円
	会館収益金	1,692,932,197円

	保険手続収益	46,353,098円
	その他	4,353,743円
	増加原因計	9,713,648,715円
	減少原因 (経常費用)	
	災害共済金	2,695,091,887円
	共済関係事業費	21,206,443円
	地震災害見舞金	970,000円
	支払備金繰入額等	5,072,000,000円
	協助金	197,500,000円
	会館運営費等	1,111,575,390円
	その他事業経費	1,333,907,975円
	管理費	94,984,596円
	(経常外費用)	
	固定資産除却損	5,022,779円
	減少原因計	10,532,259,070円
	当期一般正味財産増減額	△818,610,355円
5	平成24年度末現在の共済基金	
	共済基金の前年度繰越額	65,729,519,587円
	平成24年度年度積立額	△818,610,355円
	平成24年度年度末現在共済基金 (一般正味財産)	64,910,909,232円

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年 2月22日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 件 名	マイクロリーダープリンター借上
(2) 仕 様 書	別紙（省略）のとおり
(3) 設 置 場 所	秋田市の指定する場所
(4) 賃 貸 借 期 間	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
(5) 入札参加要件	① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ② 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でない者 ③ 本市の入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。 ④ 秋田市内に本社、支社、営業所等を有していること。 ⑤ 過去5年間に市、県、国（公社、公団および独立行政法人を含む。）又は他の地方公共団体と同種類の契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること。 ⑥ 本件に係る物品の納入・設置ができるほか、賃貸借契約を行える業者であること（本件に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可）。
(6) 入札参加申込み	
受付期間	平成25年2月22日(金)から同年3月1日(金)まで（土曜日および日曜日を除く、午前9時から午後5時まで）
受付場所	秋田市千秋明德町4番4号 秋田市中央図書館明德館庶務担当
(7) 指名通知等	平成25年3月8日(金)にFAXで通知
(8) 入 札	
日 時	平成25年3月12日(火) 午前10時
場 所	秋田市千秋明德町4番4号 秋田市中央図書館明德館2階 研修ホール
入札保証金	免除
(9) 契 約 日	平成25年3月19日(火)（予定）

## 2 注意事項

## (1) 入札参加申込みについて

ア 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出すること。

イ 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

ロ 営業経歴書（様式2）

ハ 納税証明書

直近の事業年度の消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）

秋田県内の自治体に納めた直近の事業年度の法人市民税（個人事業主は個人市民税）

秋田県内の自治体に納めた直近の固定資産税（固定資産を有していないときは「資産なし証明」を、最新年度1年分について提出すること。）

納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは口座振替により納付している場合は、「口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。

ニ 登記簿謄本（個人営業の者は住民票・身分証明書）

ホ 賃貸借業者との関係を示す契約書（覚書等）の写し

入札参加希望者が賃貸借できない場合に提出すること。

あらかじめ賃貸借契約の可能な業者と契約（覚書等）を締結し、リース料率の部分を伏せた写しとする。

イ アのイおよびロの様式は、秋田市ホームページから入手すること。

ウ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

## (2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知をする。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。

## (3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 入札書には、賃貸借期間となる60か月分の合計金額を記載すること。

また、消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額をもって契約金額とする。

ウ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を2回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。

オ 落札者となるべき同値の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。

カ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の

印を押印すること。

## 3 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書は、返却しない。

(3) 問合せ先

秋田市中央図書館明德館庶務担当

電 話 018-832-9220

F A X 018-832-6660

## 秋田市公告

国土交通省東北地方整備局長から、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による秋田都市計画道路事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年2月22日

秋田市長 穂 積 志

## 1 都市計画事業の種類および名称

秋田都市計画道路事業 3・4・11号 新屋土崎線

## 2 都市計画の縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部都市計画課

## 秋田市公告

国土交通省東北地方整備局長から、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による秋田都市計画道路事業の事業計画の変更図書写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年2月22日

秋田市長 穂 積 志

## 1 都市計画事業の種類および名称

秋田都市計画道路事業 3・4・14号 川尻広面線

## 2 都市計画の縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部都市計画課

## 秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第94条の規定に基づき、差押財産を公売に付すため、同法第95条および第99条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年2月22日

秋田市長 穂 積 志

## 1 公売財産の内容

(1) 公 売 財 産 別紙公売財産の表示（省略）のとおり

(2) 公売保証金 別紙公売財産の表示（省略）のとおり

(3) 見 積 価 額 別紙公売財産の表示（省略）のとおり

## 2 公売方法

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札

## 3 公売日時

(1) 参加申込期間

平成25年4月11日午後1時から同月25日午後11時まで

- (2) 入札期間  
平成25年5月7日午後1時から同月14日午後1時まで
- (3) 開札  
平成25年5月14日午後2時
- 4 公売場所  
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ  
(http://koubai.auctions.yahoo.co.jp)
- 5 売却決定日時  
平成25年5月21日午前10時
- 6 売却決定場所  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市市民生活部国保年金課収納推進室
- 7 公売保証金  
入札に当たり、1の(2)の公売保証金の納付が必要となる。
- 8 買受代金納付期限  
平成25年5月21日午後2時30分
- 9 買受人についての資格その他の要件
  - (1) 地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、直接であると間接であるとを問わず、買い受けることができない。
  - (2) 秋田市農業委員会の発行する競（公）売買受適格証明書（これらの権利を取得する者がその住所のある市町村の区域外の場合は、秋田県知事の許可）を取得し、提出できる者
- 10 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出  
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
- 11 権利移転の時期  
買受代金の全額を納付したとき。
- 12 危険負担移転の時期  
買受代金の全額を納付したとき。
- 13 権利移転に伴う費用  
公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担とする。
- 14 消費税の取扱い  
非課税財産のため、徴収しない。
- 15 その他
  - (1) 公売財産に入札しようとする者（以下「入札者」という。）は、参加申込期間に所定の入札参加申込手続が必要である。
  - (2) 入札は、入札期間中に1回のみ可能である。なお、一度行った入札については、入札者の都合による取消および変更はできない。
  - (3) 滞納金額の完納等により公売を中止することがある。
  - (4) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
  - (5) 落札者又は買受人が義務を履行しないときは、公売保証金は市に帰属する。
  - (6) 公売財産には、河辺郡芝野堰土地改良区に対し、平成23年度および平成24年度に、それぞれ1,000平米当たり3,300円の賦課金等の未納があり、これらの費用は新所有者に引き継ぐ。

**秋田市公告**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成24年度第11号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年2月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号  
秋田市農林部農林総務課

**秋田市公告**

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成25年2月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所  
秋田市八橋本町六丁目12番1号  
秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日を除く。

**秋田市公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べるができる。

平成25年2月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 届出事項の概要
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地  
イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎 双一  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
  - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 イオンモール秋田  
所在地 秋田県秋田市御所野地蔵田一丁目1番地1
  - (3) 変更しようとする事項
    - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
      - ※ イオンリテール株式会社のみ
      - (ア) 変更前 午前8時 ※ 年間100日は午前7時
      - (イ) 変更後 午前7時
    - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
      - (ア) 変更前 店舗敷地内駐車場 午前7時から午前1時まで。ただし、年間100日間は午前6時から使用
      - (イ) 変更後 店舗敷地内駐車場 午前6時から午前1時まで
  - (4) 変更年月日 平成25年3月1日
  - (5) 変更理由 営業機会の拡大のため
- 2 届出年月日 平成25年2月21日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課  
 (2) 縦覧期間 平成25年2月25日から同年6月25日まで  
 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課  
 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
 (1) 意見を述べる者の氏名及び住所  
 (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
 (3) 意見を述べる理由

#### 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成25年2月25日

秋田市長 穂 積 志

#### 1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地  
 東北製鋼株式会社 代表取締役 小林 真喜雄  
 秋田県秋田市寺内字大小路207番地の13  
 (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 土崎ショッピングセンター  
 所在地 秋田県秋田市土崎港南二丁目3番41号  
 (3) 変更しようとする事項  
 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
 (ア) 変更前 午前8時 ※ 年間100日間は午前7時  
 (イ) 変更後 午前7時  
 イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 (ア) 変更前 午前7時45分から午後11時15分まで。ただし、年間100日間は午前6時45分から午後11時15分まで  
 (イ) 変更後 午前6時から午後11時30分まで  
 (4) 変更年月日 平成25年3月1日  
 (5) 変更理由 営業機会の拡大のため

#### 2 届出年月日 平成25年2月21日

#### 3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課  
 (2) 縦覧期間 平成25年2月25日から同年6月25日まで  
 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課  
 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
 (1) 意見を述べる者の氏名及び住所  
 (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
 (3) 意見を述べる理由

#### 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成25年2月25日

秋田市長 穂 積 志

#### 1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地  
 みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 野中 隆史  
 東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
 (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 イオン秋田中央店  
 所在地 秋田県秋田市榎山川口境62番7外7筆  
 (3) 変更しようとする事項  
 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
 (ア) 変更前 午前8時 ※ 年間100日間は午前7時  
 (イ) 変更後 午前7時  
 イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 (ア) 変更前  
 駐車場（駐車場棟、店舗屋上駐車場および平面駐車場）  
 駐車可能時間帯 午前7時から午後11時30分まで  
 ※ ただし、年間100日間は午前6時から使用  
 (イ) 変更後  
 駐車場（駐車場棟、店舗屋上駐車場および平面駐車場）  
 駐車可能時間帯 午前6時から午後11時30分まで  
 (4) 変更年月日 平成25年3月1日  
 (5) 変更理由 営業機会の拡大のため

#### 2 届出年月日 平成25年2月21日

#### 3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課  
 (2) 縦覧期間 平成25年2月25日から同年6月25日まで  
 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課  
 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
 (1) 意見を述べる者の氏名及び住所  
 (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
 (3) 意見を述べる理由

#### 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成25年2月25日

秋田市長 穂 積 志

#### 1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地  
 みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 野中 隆史  
 東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
 (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 イオン秋田中央店  
 所在地 秋田県秋田市榎山川口境62番7外7筆  
 (3) 変更した事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名。変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

- (4) 変更年月日 平成21年11月21日
- (5) 変更理由 テナント入替えのため
- 2 届出年月日 平成25年2月21日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
  - (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
  - (2) 縦覧期間 平成25年2月25日から同年6月25日まで
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
  - (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
  - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第24条第1項の規定により、東北地方整備局長から事業認定申請書およびその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、法第23条の規定により、縦覧期間内に限り東北地方整備局長に土地収用法施行規則第4条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、法第25条の規定により、縦覧期間内に限り秋田県知事に意見書を提出することができ、当該意見書は東北地方整備局長宛てに送付されるので留意されたい。

平成25年2月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 起業者の名称 秋田県
- 2 事業の種類 一級河川雄物川水系新城川改修工事（左岸・秋田県秋田市飯島字彼岸地内から同市下新城笠岡字笠岡地内まで及び右岸・秋田県秋田市飯島字芋田地内から同市下新城笠岡字堰場地内まで）
- 3 起業地
  - イ 収用の部分 秋田県秋田市飯島字彼岸地および芋田ならびに下新城笠岡字家越、字川向、字笠岡、字中

1 入札に関する事項

(1) 件 名	中央図書館明德館書籍類等配送業務
(2) 仕 様 書	別紙（省略）のとおり
(3) 期 間	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
(4) 入札参加要件	① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ② 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でない者 ③ 本市の入札参加資格審査申請書を申請し、受理されていること。 ④ 秋田市内に本社、支社、営業所等を有していること。 ⑤ 民間事業による信書の送達に関する法律第29条の規定による総務大臣の許可を受けている者
(5) 入札参加申込み	
受付期間	平成25年2月28日(木)から同年3月7日(木)まで（土曜日および日曜日を除く、午前9時から午後5時まで）
受付場所	秋田市千秋明德町4番4号 秋田市中央図書館明德館庶務担当
(6) 指名通知等	平成25年3月11日(月)までにFAXで通知
(7) 入 札	
日 時	平成25年3月19日(火) 午前10時
場 所	秋田市千秋明德町4番4号 秋田市中央図書館明德館2階 研修ホール
入札保証金	免除
(8) 契 約 日	平成25年3月26日(火)（予定）

沖および堰場地内

- ロ 使用の部分 なし
- 4 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市建設部建設総務課
- 5 縦覧期間 公告の日から平成25年3月12日まで
- 6 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第66条第1項の規定に基づき、平成25年4月1日に設立する公立大学法人秋田公立美術大学に権利および義務を承継させるので、同条第2項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、異議ある債権者は、縦覧期間満了の日までに書面で市長にその旨を申し出ることができる。

平成25年2月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類  
公立大学法人秋田公立美術大学の成立の日現在における公立大学法人秋田公立美術大学の資産および負債の見込みを明らかにする書類
- 2 縦覧期間  
平成25年2月27日から同年3月28日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 4 縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市企画財政部大学設置準備室

秋田市公告

次のとおり委託に係る公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年2月28日

秋田市長 穂 積 志

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

- ア 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出すること。
  - (ア) 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
  - (イ) 民間事業による信書の送達に関する法律第29条の規定による総務大臣の許可を証明するものの写し
- イ 様式1は、秋田市中央図書館明德館ホームページから入手すること。
- ウ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

(2) 指名および非指名通知について

- ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知をする。
- イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。

(3) 入札について

- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 入札書には、一往復当たりの配送料単価に予定回数（150回）を乗じた合計額を記載すること。  
また、消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額をもって契約金額とする。
- ウ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については落札

- 者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を2回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。
- オ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。
- カ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 問合せ先  
秋田市中央図書館明德館庶務担当  
電 話 018-832-9220  
F A X 018-832-6660

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成25年2月1日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	委託名	委託箇所	履行期間	入 札 参 加 要 件
第9号	自記録データ回収および集計業務委託	秋田市金足大清水字大清水台1番地内ほか全59箇所	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 秋田市内に本社を有していること。 ② 水量および水圧測定機器データの集計業務の実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年2月19日(火) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
- (3) 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の10分の5以上の金額を納付すること。
- (4) 契約予定日 平成25年2月21日(休)
- (5) 注 意 事 項
  - ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
  - イ 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- エ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- 3 上記業務に係る基本的な入札参加要件
  - (1) 租税に滞納がないこと。
  - (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

- (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
  - (6) 代表者、役員、支店長等の相当の地位にある者が集团的又は常習的に暴力的違法行為を行うおそれのある組織の関係者（暴力団関係者）でないこと。
- 4 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年2月12日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。
    - ア 秋田市登録業者（総務部契約課）
      - (ア) 入札参加申込書（様式1）
      - (イ) 実績調書（様式2）および契約書の写し
    - イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者
      - (ア) 入札参加申込書（様式1）
      - (イ) 実績調書（様式2）および契約書の写し
      - (ウ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として3箇月以内に発行されたものに限る。）。個人にあっては営業の事実を証する書類
      - (エ) 納税証明書
        - a 直近の事業年度の消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）
        - b 秋田市に納めた直近の事業年度の法人市民税（個人営業の者は個人市民税）
        - c 秋田市に納めた直近の固定資産税（納付期限が到来している期の分までの直近4期分。ただし、秋田市で事業を行っていて固定資産税が課税額0円のときは「課税証明書」、固定資産を有していないときは「資産なし証明」を、最新年度1年分について提出すること。）
  - ※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出で

- も可とする。
  - (2) 申込書等の提出  
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
  - (3) 申込書等の受付  
申込書等は、次のとおり受け付ける。
    - ア 受付期間 平成25年2月1日(金)から同月12日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
    - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
    - ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成25年2月1日(金)から同月18日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
  - (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係
  - (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 入札参加資格証の交付に関する事項
- 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成25年2月15日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。
- 7 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
  - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
  - (3) 申込書等の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年2月1日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委託番号	委託業務名	修繕場所	履行期間	入 札 参 加 要 件
第10号	仕切弁きょう整備 業務委託	秋田市一円	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	水道施設工事A級 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
  - ア 前項の入札参加要件で、「水道施設工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から水道施設工事のA級に等級格付されている者をいう。
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
  - エ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
  - オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であ

- ると認められる者でないこと。
  - カ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
  - キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 2 入札に関する事項
- (1) 入札の日時 平成25年2月13日(水) 午前10時40分
  - (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年 2月18日(月)
- (5) 注 意 事 項
  - ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札候補者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
  - イ 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
  - ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とし、落札比率（落札価格を設定額で除した値）により、請負比率を決定する（仕切弁きょう整備工事は、1工事各々設計に相違があるため、工事代金は、完成1件ごとに工事設計額に請負比率を乗じて算出し、消費税等相当額を加えた額を精算額とする。）。消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
  - オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。
- 3 入札参加申込みに関する事項
  - (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年 2月12日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
  - (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
  - (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
    - ア 受付期間 平成25年 2月 1日(金)から同月12日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9時から午後 4時まで

- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
 上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
  - (1) 閲覧期間は、平成25年 2月 1日(金)から同月12日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9時から午後 4時までとする。
  - (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係
  - (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 5 事後審査に関する事項
  - (1) 落札候補者は、平成25年 2月13日(水)から同月14日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
    - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）
    - イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し
  - (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
  - (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 その他
  - (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
  - (2) 提出された申請書は、返却しない。
  - (3) 申請書の提出に関する問合せ先  
 秋田市上下水道局総務課管財係  
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年 2月 1日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

番号	委託業務名	履行場所	履行期間	入 札 参 加 要 件
委託 第 2 号	河辺・雄和地区マンホールポンプ施設保守点検業務委託	秋田市河辺戸島字本町41番地 3 他69箇所	平成25年 4月 1日から 平成26年 3月31日まで	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事A級 ② 本業務の従事者は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者および第二種電気工事士の資格を有すること。 （基本的要件については、別に記載）
委託 第 3 号	中央地区マンホールポンプ施設保守点検業務委託	秋田市手形からみでん地内他49箇所	平成25年 4月 1日から 平成26年 3月31日まで	
委託 第 4 号	南部地区マンホールポンプ施設保守点検業務委託	秋田市茨島二丁目 1 番地内他74箇所	平成25年 4月 1日から 平成26年 3月31日まで	
委託 第 5 号	北部地区マンホールポンプ施設保守点検業務委託	秋田市金足小泉上前 1 地内他48箇所	平成25年 4月 1日から 平成26年 3月31日まで	
委託 第 6 号	仁別・下浜地区マンホールポンプ施設保守点検業務委託	秋田市仁別字小水沢地内他 9 箇所	平成25年 4月 1日から 平成26年 3月31日まで	

委託 第7号	山王雨水排水ポンプ場保守点 検業務委託	秋田市八橋南一丁目8番1 号（秋田市山王雨水排水ポ ンプ場）	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	
委託 第8号	ポンプ場保守点検業務委託	金照寺山ポンプ場他29箇所	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	次の①および②の要件を満たし ていること。 ① 機械器具設置工事A級 ② 本業務の従事者は、第二種電 気工事士の資格を有すること。 （基本的要件については、別に 記載）

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- オ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年2月13日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年2月18日(月)
- (5) 注 意 事 項
  - ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札候補者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
  - イ 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
  - ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の

入札を1回に限り行う。

オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年2月12日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間 平成25年2月1日(金)から同月12日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
  - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
  - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年2月1日(金)から同月12日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年2月13日(水)から同月14日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
  - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）
  - イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し
  - ウ 業務従事者の資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

**秋田市上下水道局公告**

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年2月8日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 契約種別

製造請負契約

2 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	委託名	納品場所	納入期限
第27号	圧着帳票 印刷業務 委託	秋田市川尻みよし町14番8号 (秋田市上下水道局お客様センター)	納入は2回とする。 1回目 平成25年4月10日 2回目 平成25年9月30日

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。

イ 自社に本件の印刷物を製造できる設備を有すること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

オ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成25年2月20日(水) 午前10時

(2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約予定日 平成25年2月25日(月)

(5) 注意事項

ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札候補者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。

イ 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした

契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

4 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成25年2月19日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。

(2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年2月8日(金)から同月19日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成25年2月8日(金)から同月19日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成25年2月20日(水)から同月21日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

7 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

**秋田市上下水道局公告**

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成25年2月8日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 契約種別

製造請負契約

2 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	委託名	納品場所	納入期限	入 札 参 加 要 件
第28号	ハンディターミナル用検針お知らせ票の印刷	秋田市川尻みよし町14番8号(秋田市上下水道局お客様センター)	納入は3回とする。 1回目(4か月分) 平成25年5月21日 2回目(4か月分) 平成25年9月20日 3回目(4か月分) 平成26年1月24日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 寒冷地(北海道および東北地方等)の事業者とハンディターミナル用検針お知らせ票印刷の冬期間における契約実績があること。 ② 自社に本件の印刷物を製造できる設備を有すること。 (基本的要件については、4に記載)

3 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年2月26日(火) 午後1時30分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
- (3) 入札保証金 入札する者は、自ら見積もりした入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。
- (4) 契約予定日 平成25年2月28日(休)
- (5) 注 意 事 項
  - ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
  - イ 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
  - ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
  - オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

4 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (6) 代表者、役員、支店長等の相当の地位にある者が集团的又は常習的に暴力的違法行為を行うおそれのある組織の関係者(暴力団関係者)でないこと。

5 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年2月19日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。
  - ア 秋田市登録業者(総務部契約課)
    - (ア) 入札参加申込書(様式1)
    - (イ) 実績調書(様式2)および契約書等の写し
  - イ 秋田市登録業者(総務部契約課)ではない者
    - (ア) 入札参加申込書(様式1)
    - (イ) 実績調書(様式2)および契約書等の写し
    - (ウ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。)。個人にあつては営業の事実を証する書類
  - エ 納税証明書
    - a 直近の事業年度の消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)
    - b 秋田市に納めた直近の事業年度の法人市民税(個人営業の者は個人市民税)
    - c 秋田市に納めた直近の固定資産税(納付期限が到来している期の方までの直近4期分。ただし、秋田市で事業を行っていて固定資産税が課税額0円のときは「課税証明書」、固定資産を有していないときは「資産なし証明」を、最新年度1年分について提出すること。)
  - ※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。
- (2) 申込書等の提出 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間 平成25年2月8日(金)から同月19日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
  - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)
  - ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

6 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年2月8日(金)から同月25日(月)までの土

- 曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 7 入札参加資格証の交付に関する事項  
入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成25年2月22日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。
- 8 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成25年2月8日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

番号	委託業務名	履行場所	履行期間	入 札 参 加 要 件
単価 第14号	沈砂運搬処理 処分業務	川口ポンプ場 (秋田市榎山登 町12番43号) ほか8か所	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	次の①から⑤までの要件を満たしていること。 ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法第137号）第14条第1項に基づく、秋田県又は秋田市の許可（業の種類：汚泥）を有していること。 ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項に基づく、秋田市の許可業者であり、秋田市内に有機汚泥（含水率85%以上）の中間処理施設を有すること。 ③ 4tダンプ（アームロール車を除く。）を配備できること。 ④ 休日も本業務を行える体制をとれること。 ⑤ 有機汚泥の運搬および処理処分の実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年2月26日(火) 午前11時20分
- (2) 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地  
秋田市上下水道局 豊岩浄水場1階 会議室
- (3) 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。
- (4) 契約予定日 平成25年2月28日(休)
- (5) 入札金額 入札書には、1回当たりの単価を記載すること。
- (6) 注 意 事 項  
ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。  
イ 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。  
ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に

限り行う。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 代表者、役員、支店長等の相当の地位にある者が集团的又は常習的に暴力的違法行為を行うおそれのある組織の関係者（暴力団関係者）でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年2月19日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。  
ア 秋田市登録業者（総務部契約課）  
ア 入札参加申込書（様式1）  
イ 実績調書（様式2）

- (ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項および第6項に基づく許可証の写し
- イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者
- (ア) 入札参加申込書（様式1）
- (イ) 実績調書（様式2）
- (ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項および第6項に基づく許可証の写し
- (エ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。）。個人にあっては営業の事実を証する書類
- (オ) 納税証明書
  - a 直近の事業年度の消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）
  - b 秋田市に納めた直近の事業年度の法人市民税（個人営業の者は個人市民税）
  - c 秋田市に納めた直近の固定資産税（納付期限が到来している期の分までの直近4期分。ただし、秋田市で事業を行っていて固定資産税が課税額0円のときは「課税証明書」、固定資産を有していないときは、「資産なし証明」を、最新年度1年分について提出すること。）
- ※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。
- (2) 申込書等の提出 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間 平成25年2月8日(金)から同月19日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
- ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
  - (1) 閲覧期間は、平成25年2月8日(金)から同月25日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
  - (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。
  - (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 入札参加資格証の交付に関する事項  
入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成25年2月22日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。
- 7 その他
  - (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
  - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
  - (3) 申込書等の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成25年2月8日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

番号	委託業務名	履行場所	履行期間	入 札 参 加 要 件
単価 第15号	八橋下水道終末処理場脱水ケーキ運搬業務委託	八橋下水道終末処理場（秋田市八橋本町六丁目12番15号）	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	次の①から③までの要件を満たしていること。 ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法第137号）第14条第1項に基づく、秋田県又は秋田市の許可（業の種類：汚泥）を有していること。 ② 最大積載量8t以上10t以下のダンプトラック（全長9.3m以下、全幅2.6m以下、全高3.4m以下）を2台以上配備できること。また、荷台を密閉式（機械式）とすること。 ③ 産業廃棄物の搬出実績があること。 （基本的要件については、別に記載）
単価 第16号	八橋下水道終末処理場沈砂・し渣運搬業務委託	八橋下水道終末処理場（秋田市八橋本町六丁目12番15号）	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	次の①から③までの要件を満たしていること。 ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に基づく、秋田市の許可を有していること。 ② 脱着ボディー車（荷台を高さ1.9m以下の6㎡～8㎡コンテナとする。）を配備できること。 ③ 一般廃棄物の搬出実績があること。 （基本的要件については、別に記載）

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成25年2月26日(火)

単価第15号 午前11時30分

単価第16号 午前11時40分

- (2) 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地  
秋田市上下水道局 豊岩浄水場1階 会議室
- (3) 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。
- (4) 契約予定日 平成25年2月28日(休)
- (5) 入札金額 入札書には、1 t当たりの単価を記載すること。
- (6) 注意事項  
ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。  
イ 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。  
ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。  
オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- 3 上記業務に係る基本的な入札参加要件
- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 代表者、役員、支店長等の相当の地位にある者が集团的又は常習的に暴力的違法行為を行うおそれのある組織の関係者（暴力団関係者）でないこと。
- 4 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年2月19日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。  
ア 秋田市登録業者（総務部契約課）  
（ア）入札参加申込書（様式1）  
（イ）実績調書（様式2）  
（ウ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項もしくは第7条第1項に規定する収集運搬業の許可証の写し  
イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者  
（ア）入札参加申込書（様式1）  
（イ）実績調書（様式2）  
（ウ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項もしくは第7条第1項に規定する収集運搬業の許可証の写し  
（エ）法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。）。個人にあっては営業の事実を証する書類  
（オ）納税証明書  
a 直近の事業年度の消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）  
b 秋田市に納めた直近の事業年度の法人市民税（個人営業の者は個人市民税）  
c 秋田市に納めた直近の固定資産税（納付期限が到来している期の分までの直近4期分。ただし、秋田市で事業を行っていて固定資産税が課税額0円のときは「課税証明書」、固定資産を有していないときは「資産なし証明」を、最新年度1年分について提出すること。）  
※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。
- (2) 申込書等の提出 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書等の受付 申請書等は、次のとおり受け付ける。  
ア 受付期間 平成25年2月8日(金)から同月19日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで  
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）  
ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成25年2月8日(金)から同月25日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 入札参加資格証の交付に関する事項  
入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成25年2月22日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。
- 7 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

## 秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成25年2月8日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

委託番号	委託業務名	履行場所	履行期間	入札参加要件
第13号	秋田市河辺岩見三内中央・飛沢・砂子淵・三内・岩見農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市河辺岩見三内中央・飛沢・砂子淵・三内・岩見地内	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	3に記載
第14号	秋田市河辺赤平・下三内農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市河辺赤平・下三内地内	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	3に記載
第15号	秋田市雄和新波・萱ヶ沢農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市雄和新波・萱ヶ沢地区地内	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	3に記載
第16号	秋田市雄和向野農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市雄和左手子地内	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	3に記載
第17号	秋田市雄和戸賀沢農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市雄和戸賀沢地内	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	3に記載
第18号	秋田市雄和種平農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市雄和平尾鳥地内	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	3に記載
第19号	秋田市豊岩豊巻・小山・石田坂農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市豊岩地内	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	3に記載
第20号	秋田市上北手東部農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市上北手猿田地内	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	3に記載
第21号	秋田市下北手寒川・下北手中央農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市下北手地内	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	3に記載
第22号	秋田市外旭川笹岡農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市外旭川地内	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	3に記載
第23号	秋田市上新城農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市上新城地内	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	3に記載
第24号	秋田市下新城北部・南部農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市下新城地内	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	3に記載

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年2月26日(火) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地  
秋田市上下水道局 豊岩浄水場1階 会議室
- (3) 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。
- (4) 契約予定日 平成25年2月28日(休)
- (5) 注 意 事 項
  - ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
  - イ 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
  - ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該

金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 秋田市浄化槽保守点検業者に登録があり、浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること。
- (2) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格者を本業務に配置できること。
- (3) 農業集落排水処理施設維持管理の業務実績があること。
- (4) 租税に滞納がないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であ

ること。

- (6) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (9) 代表者、役員、支店長等の相当の地位にある者が集团的又は常習的に暴力的違法行為を行うおそれのある組織の関係者（暴力団関係者）でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年2月19日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。
  - ア 秋田市登録業者（総務部契約課）
    - (ア) 入札参加申込書（様式1）
    - (イ) 実績調書（様式2）および契約書等の写し
    - (ウ) 技術者経歴書（様式3）および法令による免許等（浄化槽技術管理者および酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格者証）の写し
    - (エ) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第48条第1項に規定する秋田市長の登録証明書の写し
  - イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者
    - (ア) 入札参加申込書（様式1）
    - (イ) 実績調書（様式2）および契約書等の写し
    - (ウ) 技術者経歴書（様式3）および法令による免許等（浄化槽技術管理者および酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格者証）の写し
    - (エ) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第48条第1項に規定する秋田市長の登録証明書の写し
    - (オ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。）。個人にあつては営業の事実を証する書類
    - (カ) 納税証明書
      - a 直近の事業年度の消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）
      - b 秋田市に納めた直近の事業年度の法人市民税（個人営業の者は個人市民税）
      - c 秋田市に納めた直近の固定資産税（納付期限が到来している期の分までの直近4期分。ただし、秋田市で

事業を行っていて固定資産税が課税額0円のときは「課税証明書」、固定資産を有していないときは「資産なし証明」を、最新年度1年分について提出すること。）

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。

- (2) 申込書等の提出 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間 平成25年2月8日(金)から同月19日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
  - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
  - ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年2月8日(金)から同月25日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 入札参加資格証の交付に関する事項

入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成25年2月22日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成25年2月15日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に関する事項

(1) 入札名	秋田市上下水道局川尻庁舎内たばこ自動販売機設置場所貸付け		
(2) 貸付場所および予定価格	貸付場所	貸付面積	予定価格（年額・税抜き） ※最低落札価格
	川尻庁舎内	0.5㎡	42,000円
(3) 貸付期間	平成25年4月1日から平成28年3月31日まで		
(4) 入札参加要件	① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。 ② 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。 ③ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ④ 市税の滞納がないこと。 ⑤ たばこ小売販売業の販売許可を有していること。		

	⑥ 法人にあっては秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田市内で営業していること。 ⑦ たばこ自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の経験を有し、平成23年度および平成24年度において全て誠実に履行した実績を有すること。
(5) 入札参加申込み	
受付期間	平成25年2月15日(金)から同月27日(水)まで(土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで)
受付場所	秋田市上下水道局 総務課 管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)
(6) 指名(非指名)通知	平成25年2月28日(木)までにFAXで通知する。
(7) 入 札	
日 時	平成25年3月1日(金) 午後1時30分
場 所	秋田市上下水道局 八橋下水道終末処理場 二階 第一会議室(秋田市八橋本町六丁目12番15号)
入札保証金	免除
(8) 契 約 日	落札日から平成25年3月5日(火)(予定)

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する者は、平成25年2月27日(水)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 入札参加申込書

イ 法人登記簿(履歴事項全部証明書)の写し(法人の場合)又は住民票の写し(個人の場合)

ウ 納税証明書(写し可)

秋田市に納めた固定資産税、法人市民税(個人営業の者は個人市民税)

エ 誓約書(平成23年度および平成24年度における実績を確認できる契約書等の写し添付)

オ アおよびエの様式については、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

カ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 指名および非指名の通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

イ 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行う。

(3) 入札について

ア 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理

規程第3号)を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 落札者は予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行ったものとする。

(4) その他

入札、契約上の条件等については、「秋田市上下水道局たばこ自動販売機設置事業者募集要項」を確認すること。

3 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

平成25年2月15日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

番号	委託業務名	履行場所	履行期間	入 札 参 加 要 件
委託第42号	秋田市上下水道局庁舎等一般廃棄物運搬業務委託	秋田市上下水道局(秋田市川尻みよし町14番8号)外3箇所	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	秋田市の一般廃棄物収集運搬業許可業者であること。 (基本的要件については、別に記載)

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年3月5日(火) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年3月7日(水)

(5) 注 意 事 項

ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低

の価格をもって入札をした者を落札者とする。

イ 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 代表者、役員、支店長等の相当の地位にある者が集团的又は常習的に暴力的違法行為を行うおそれのある組織の関係者（暴力団関係者）でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成25年2月26日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。

ア 秋田市登録業者（総務部契約課）

㊦ 入札参加申込書（様式1）

㊧ 実績調書（様式2）および契約書等の写し

イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者

㊦ 入札参加申込書（様式1）

㊧ 実績調書（様式2）および契約書等の写し

㊨ 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。）。個人にあっては営業の事実を証する書類

㊩ 納税証明書

a 直近の事業年度の消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

番号	委託業務名	履行場所	履行期間	入札参加要件
委託第43号	水質分析業務委託	仁井田浄水場・豊岩浄水場および松淵浄水場外	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	次の①から③までの要件を満たしていること。 ① 秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。 ② 水道法第20条第3項の登録水質検査機関であり、水質

b 秋田市に納めた直近の事業年度の法人市民税（個人営業の者は個人市民税）

c 秋田市に納めた直近の固定資産税（納付期限が到来している期分までの直近4期分。ただし、秋田市で事業を行って固定資産税が課税額0円のときは「課税証明書」、固定資産を有していないときは「資産なし証明」を、最新年度1年分について提出すること。）

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。

(2) 申込書等の提出 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年2月15日(金)から同月26日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）

ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成25年2月15日(金)から同年3月4日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 入札参加資格証の交付に関する事項

入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成25年3月1日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成25年2月15日

秋田市上下水道事業管理者 中野 鋼 一

				検査を行う区域に秋田県を含んでいること。 ③ 過去5年間に秋田県内で水道法第20条第1項の水質検査の業務実績があること。 (基本的要件については、別に記載)
委託 第44号	八橋下水道終末 処理場ほか羽川・ 金足・仁別浄化 センター水質等 分析業務委託	八橋下水道終末 処理場外3箇所	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 計量証明事業者の登録(事業区分 濃度)をしており、秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。 ② 過去5年間に秋田県内の下水道処理施設等において水質分析の業務実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年3月5日(火) 午前10時20分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
- (3) 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。
- (4) 契約予定日 平成25年3月7日(休)
- (5) 注 意 事 項
  - ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
  - イ 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
  - ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
  - オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (6) 代表者、役員、支店長等の相当の地位にある者が集团的又は常習的に暴力的違法行為を行うおそれのある組織の関係者(暴力団関係者)でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年2月26日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。
  - ア 秋田市登録業者(総務部契約課)
    - (ア) 入札参加申込書(様式1)
    - (イ) 実績調書(様式2)および契約書等の写し
    - (ウ) 計量証明事業の登記簿の謄本の写し(委託第44号入札参加希望者のみ)
  - イ 秋田市登録業者(総務部契約課)ではない者
    - (ア) 入札参加申込書(様式1)
    - (イ) 実績調書(様式2)および契約書等の写し
    - (ウ) 計量証明事業の登記簿の謄本の写し(委託第44号入札参加希望者のみ)
    - (エ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。)。個人にあっては営業の事実を証する書類
    - (オ) 納税証明書
      - a 直近の事業年度の消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)
      - b 秋田市に納めた直近の事業年度の法人市民税(個人営業の者は個人市民税)
      - c 秋田市に納めた直近の固定資産税(納付期限が到来している期のみ)の直近4期分。ただし、秋田市で事業を行っていて固定資産税が課税額0円の場合は「課税証明書」、固定資産を有していないときは「資産なし証明」を、最新年度1年分について提出すること。)
 ※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。
- (2) 申込書等の提出 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間 平成25年2月15日(金)から同月26日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
  - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)
  - ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
上下水道局ホームページ

http://www.city.akita.akita.jp/city/ws

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年2月15日(金)から同年3月4日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 入札参加資格証の交付に関する事項

入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成25年3月1日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号・委託名	履行場所	履行期間	入 札 参 加 要 件
第45号 浄・配水場電気計装 設備点検業務委託	秋田市仁井田字新中 島221番地2（仁井 田浄水場）外4箇所	平成25年4月1日 から平成26年3月 31日まで	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 電気工事A級又はB級 ② 60kv以上の遮断器および断路器ならびに変圧器を有する特別高圧受変電所における電気設備工事および保守点検業務の元請実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「電気工事A級又はB級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から電気工事A級又はB級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年2月27日(水) 午前10時45分
- (2) 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地  
秋田市上下水道局 豊岩浄水場1階 会議室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年3月4日(月)
- (5) 注意事項  
ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年2月15日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。

- イ 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年2月26日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。  
ア 受付期間 平成25年2月15日(金)から同月26日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで  
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）  
ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
上下水道局ホームページ

http://www.city.akita.akita.jp/city/ws

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年 2月15日(金)から同月26日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年 2月27日(水)から同月28日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。  
ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）  
イ 施工実績調書（様式4）および契約書等の写し  
ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格

者証の写し

- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
  - (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 その他
- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
  - (2) 提出された申請書は、返却しない。
  - (3) 申請書の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年 2月15日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号・委託名	履行場所	履行期間	入札参加要件
第46号 浄・配水場電気監視制御設備点検業務委託	秋田市仁井田字新中島 221 番地 2 (仁井田浄水場) 外 7 箇所	平成25年 4月 1 日から平成26年 3月31日まで	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 電気工事 A 級 ② 水道施設（浄水場・配水場・ポンプ場外）で監視制御設備工事、計装設備工事および保守点検業務の元請実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「電気工事 A 級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から電気工事 A 級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札候補者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。

イ 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第 3 号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。

オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年 2月27日(水) 午前10時30分
- (2) 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地  
秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1 階 会議室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年 3月 4日(月)
- (5) 注意事項  
ア 入札に当たっては、予定価格の10分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年 2月26日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式 1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。  
ア 受付期間 平成25年 2月15日(金)から同月26日(火)までの土

曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで  
 イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）  
 ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年2月15日(金)から同月26日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年2月27日(水)から同月28日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

番号	委託業務名	履行場所	履行期間	入札参加要件
委託第47号	秋田市上下水道局庁舎内外清掃業務委託	秋田市上下水道局（秋田市川尻みよし町14番8号）	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	秋田市総務部契約課庁舎清掃業者等登録名簿の「1. 建築物清掃業」又は「8. 建築物環境衛生総合管理業」の登録業種を有する者であること。 （基本的要件については、別に記載）
委託第48号	八橋下水道終末処理場内外清掃業務委託	秋田市上下水道局八橋下水道終末処理場（秋田市八橋本町六丁目12番15号）	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	
長期第1号	川尻庁舎ビル管理業務委託	秋田市上下水道局（秋田市川尻みよし町14番8号）	平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	秋田市総務部契約課庁舎清掃業者等登録名簿の「5. 建築物飲料水貯水槽清掃業」、「7. 建築物ねずみ昆虫等防除業」および「8. 建築物環境衛生総合管理業」の登録業種の全てに登録されていること。 （基本的要件については、別に記載）

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。  
 イ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。  
 ウ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。  
 エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年2月27日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）  
 イ 施工実績調書（様式4）および契約書等の写し  
 ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し

- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先  
 秋田市上下水道局総務課管財係  
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年2月15日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

秋田市上下水道局 豊岩浄水場1階 会議室

- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年3月4日(月)
- (5) 注意事項
  - ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札候補者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。
  - イ 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
  - ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該

金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成25年2月26日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。

(2) 同一の入札について、代表者が同一となっている業者が一緒にした入札は無効とするので、代表者が同一となっている複数の業者は、同一の案件に参加申込みすることはできない。

(3) 申込書の提出 申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) 申込書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年2月15日(金)から同月26日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成25年2月15日(金)から同月26日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成25年2月27日(水)から同月28日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年2月22日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	履行期間
単価 第17号	次亜塩素酸ソーダ 購入	八橋下水道終末 処理場	平成25年 4月1日 から平成 26年3月 31日まで
単価 第18号	高分子凝集剤購入	八橋下水道終末 処理場	
単価 第19号	水道用ポリ塩化アルミニウム購入	仁井田浄水場お よび豊岩浄水場	
単価 第20号	水道用次亜塩素酸 ナトリウム購入	仁井田浄水場お よび豊岩浄水場	
単価 第21号	水道用水酸化ナトリウム（水道用液体かせいソーダ） 購入	仁井田浄水場お よび豊岩浄水場	

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

エ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成25年3月6日(水) 午前10時

(2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約予定日 平成25年3月11日(月)

(5) 入札金額 入札書には、1kg当たりの価格を掲載すること。なお、入札書に記載できる金額は銭単位までとする。

(6) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の

入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成25年3月5日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1。以下「申請書」という。)を提出すること。

(2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年2月22日(金)から同年3月5日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成25年2月22日(金)から同年3月5日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)とする。

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成25年3月6日(水)から同月7日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式2)を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年2月22日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

番号	物件名	設置場所	賃貸借期間
長期 第3号	仁井田浄水場電 話設備賃貸借	秋田市仁井田 字新中島221	平成25年4月1 日から平成30年

	番地2	3月31日まで
--	-----	---------

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

ア 秋田市総務部契約課に「電気通信工事」で登録され、秋田市内に本社、支社、支店、営業所等を有している者であること。

イ 上記物件の納入・設置ができるほか、賃貸借契約を行える業者であること(上記物件において、賃貸借契約が可能業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可)。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

オ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成25年3月6日(水) 午前10時40分

(2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約予定日 平成25年3月11日(月)

(5) 入札金額 賃貸借期間の総額を記載すること。

(6) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約である。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成25年3月5日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1。以下「申請書」という。)を提出すること。

(2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年2月22日(金)から同年3月5日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

#### 4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成25年2月22日(金)から同年3月5日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

#### 5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成25年3月6日(水)から同月7日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）

イ 賃貸借業者との関係を示す契約（覚書等）の写し（入札参加者が直営で賃貸借できない場合、あらかじめ賃貸借契約が可能な業者との間で契約（覚書等）を締結し、リース料率の部分の伏せた写しを提出すること。）ただし、賃貸借契約を行える業者は不要

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

#### 6 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書は、返却しない。

(3) 申込書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

